

施設を退所した貧困独居高齢者の住生活実態と支援策の検討

—更生施設退所事例よりトワイライトホープレスの改善への一考察—

主査 堀江 尚子*1

委員 葛西 リサ*2, 奥村 健*3

本研究は貧困独居高齢者の孤独死防止策の検討するにあたり、①住生活に問題を持つ貧困高齢者を多く受け入れる更生施設の支援の実践の調査及び、②家庭訪問による施設退所者の住生活実態調査を実施した。その結果、多様な問題を有しつつ地域で生活する施設退所者は増加傾向にあること、住要求の低さが住まいの貧困をより助長している点が明らかとなった。孤独死予防策としては、一般的に低質と考えられがちな設備共用住宅での生活のはみ出し行為が孤独死緩和の要素となりえる点を指摘した。また、要保護層の住宅の確保に際し、住まいの正当な評価や当事者の生活スタイルと住まいのタイプのマッチングを担う第三者の介入の必要性を提示した。

キーワード : 1) 居住貧困, 2) 住生活実態, 3) 貧困独居高齢者, 4) 住要求, 5) ミスマッチ, 6) 更生施設, 7) 生活保護, 8) 自立支援, 9) 孤独死, 10) 社会的孤立

ASSISTANCE FOR ELDERLY POOR PEOPLE LEAVING FACILITIES, AND THEIR HOUSING AND LIFESTYLE SITUATION.

— Beyond "Twilight Hopeless" a Case Study of Elderly Poor People who left Rehabilitation Facilities —

Ch. Naoko Horie

Mem. Lisa Kuzunishi, Ken Okumura

To propose a measure for prevention of solitary death of elderly poor people, this study examines the housing and lifestyle situation of those who have housing and lifestyle problems, and the assistance method of rehabilitation facilities. In conclusion 1) people who face serious problems after leaving facilities is increasing, and 2) although they tend to not express their housing needs there is a larger mismatch between their lifestyle and their housing than expected. Moreover the communal life style in the housing with sheared kitchen or bathroom is possibility for prevention of solitary death. For the solution of their housing mismatch problem an impartial observer such as a housing specialist is needed.

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

本研究は貧困独居高齢者の住生活実態を明らかにし、その人々に対してインターローカルに応用可能な支援策を検討することを目的とする。

高齢化が進み単身世帯の増加する社会では高齢期の住生活の充実は検討すべき課題である。高齢者世帯の全世帯に対する割合は1986年の6.3%から2008年の19.3%へ急増している(厚生労働省, 2009)。とりわけ65歳以上の単身世帯の増加が顕著であり、2005年の387万世帯から2030年には2倍の717万世帯へ今後も増加¹が予測される(国立社会保障・人口問題研究所, 2008)。社会的入院が問題視され、高齢者医療は在宅が主流となり、経済力が介護や住まいの質を決定づける我が国の状況において、高齢者が在宅で如何に人間らしく老いるシステムを構築するかは急務の課題である。

貧富の二極化が進む格差社会の現代において、高齢者のなかでも貧困層の独居者は孤独死という問題により関与する傾向にある。身体機能の低下に加え、経済的に困窮し、周囲から孤立し、生活に希望を持ってない(本研究では、このような状態をトワイライトホープレスという)高齢者は多く存在する。その人々の臨終は「孤独死」であり、独居であっても、他者や地域との関わりがありつつ独居で死を迎える「独居死」とは異なる。

本研究は、トワイライトホープレスで迎える死、つまり「孤独死」は改善されるべき問題として捉え、実現可能な改善策を検討するものである。「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」報告書(厚生労働省, 2008)で、コミュニティの活性化がこの問題の解決に繋がるとされているが、トワイライトホープレスには活性や再生を期待できるコミュニティは、そもそも存在しない。脆弱なコミュニティしかもたない貧

*1 奈良県立医科大学医学部看護学科講師

*2 大阪市立大学都市研究プラザGCOE 研究員

*3 社会福祉法人みおつくし福祉会更生施設大淀寮施設長

困層の住生活支援については、更生施設の施設退所者支援（アフターケア）に学ぶべき点が多い。堀江（2009）によると更生施設 Y の退所者の約 7 割が生活保護を受給しており、その多くが施設以外の人的ネットワークを持たない。これらの人々を支援する目的で更生施設 Y では 2002 年よりアフターケアを行う通所事業部が設立され、退所者の継続支援がなされている。更生施設 Y が行う地域配食サービスやコミュニティカフェの運営もその活動の一環である。このようなアフターケアは全国の更生施設でも取り組まれているが、その実態は十分に周知されておらず、実践知見の共有が望まれている状況である。

本研究はトワイライトホープレスの人々が孤立しない老後を迎えるために何が必要かを 2 つの調査より検討を行った。第 1 の調査では、住生活に問題を持つ貧困高齢者に対し柔軟に対応する全国 19 カ所ⁱⁱの更生施設の取り組みを知るために施設職員への聞き取りを行った。第 2 の調査では、更生施設 Y の退所者 25 名を対象に、住生活実態の把握のために家庭訪問調査を行った。第 1、第 2 の調査結果よりインターローカルに应用可能なトワイライトホープレスへの支援策の検討を試みた。

1.2 研究の方法

本研究の目的は 1) 更生施設の近年の利用者の特徴と施設退所者支援の全国的な状況の把握、2) 更生施設退所者の住生活実態の解明の 2 点に大別される。

調査目的 1) については、2011 年 6 月から 10 月にかけて、全国 19 カ所の更生施設職員に対する 1～3 時間の聞きとり調査、及び関係資料の収集を行った。対象施設の選定にあたっては、全国に存在する更生施設 21 施設ⁱⁱⁱのうち、20 施設に調査依頼をし、協力が得られた 19 施設を対象とした^{iv}。

研究目的 2) については、大阪市にある更生施設 Y の退所者 25 名を対象に自宅訪問調査を実施した。調査の内容は、1～3 時間の聞き取り調査及び住宅の実測である。併せて、第一、第二筆者はそれぞれ 2007 年、2009 年から更生施設 Y にて、退所者への継続的なモニタリング調査を実施してきた。こういった研究蓄積も併せて、同施設退所者全体の特徴を明らかにしていく。

対象者の選定にあたっては、退所者名簿に基づいた電話による依頼、並びに退所者が施設を訪問した際に直接的に依頼し、調査協力の同意が得られた人を対象とした。調査の同意が得られた 25 名に対しては、調査目的をはじめとする趣旨説明を十分に行った。その際、①録音により会話を記録すること、②調査結果を論文として公表することの許可を得た。このほか、③プライバシーが保護されること、④質問への回答を拒否できること、⑤調査協力の中断が可能であることなどの説明を行った。

2. 更生施設の退所者支援の状況

ここでは更生施設の退所者支援の取り組みの把握を通して、貧困独居高齢者の住生活支援の可能性を検討する。よって更生施設の多様な取り組みの全体を報告するものではないことを断っておく。支援の必要な人びとと継続的なかわり合いを検討するため、更生施設の概要、近年の特徴、退所者支援の現状について順に述べる。

2.1 更生施設とは

更生施設は生活保護法によって規定^vされている「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」で、就労による社会復帰を目指した支援が提供される施設である。全国で 21 か所、定員数 1,744 人^{vi}で、同じ生活保護法の救護施設が 178 か所、定員 16,337 人であるのに対して、希少な施設である。

生活保護は最後のセフティネットといわれるが、中でも更生施設は居住困難な状態にある多様な人びとを受け入れる施設である。大半の利用者が精神病院からの退院である救護施設は、平均在所期間 14 年とされる。これに対し入所期間が比較的短期の通過施設^{vii}として更生施設は、社会変化による多様な利用者の受け入れに柔軟に対応してきた。他法での救済困難な人びとを受け入れる更生施設は、その時代の社会が生み出す生活困窮者の受け皿として存在する。現代社会において、生活困窮層の抱える問題は複合的である。そのような対応が困難な利用者を受け入れるという点は更生施設の特徴といえる。

2.2 近年の更生施設の特徴

上記で述べたように従来、更生施設は、就労自立による社会復帰を支援する施設として存在してきたが、その状況は近年、大きく変化してきている。更生施設の機能と役割は地域によっても異なるが、ここでは一般的な利用目的^{viii}、利用者の特性、入所者数の変化について示そう。

今日、施設利用の目的が、自立のための支援から他施設入所への待機、緊急利用という目的へ変化している。これまでは自立に向けた支援の提供が利用目的とされてきたが、近年では、本来、高齢者施設が対応すべき 70 代以上の高齢者層の受け皿として^{ix}、あるいは、即時に行き先のない人への緊急対応を目的として施設が利用される頻度が高くなっている。

利用者の特性の変化として年齢のばらつきの増大、支援の困難な層の増加がある。かつての利用者は日雇い労働に関与した中高年が多数派であった。しかし今日、利用者の特性は単純ではない。入所者の年齢の幅は大きくなり、若年と高齢の 2 極分化の傾向にある。精神疾患の割合が顕著に増加し、アルコール、キャンブル、薬物と

いったアディクションを持ったもの、あるいは行く先のない刑余者、支援の困難な多様な人々の増加がある。この支援困難層の増加の背景には就労支援特化型施設である自立支援センター[※]の整備によって、就労可能性の高い人はそちらに入所するようになったということがある。更生施設には就労自立がより困難な人が残った。必然的に退所時の就労率は低下傾向にある。

近年の入所者数の推移としては、2008 年 9 月のリーマンショック以降に急増し、2008 年末から 2009 年始にかけての年越し派遣村以降に減少するという特徴がある。リーマンショックと年越し派遣村はメディアでも大きく取り上げられた。経済の変動によって失業し居住困難に陥った人々は緊急に援助が必要であり、即座に生活保護によるアパートなどの居宅確保という支援ルートの妥当性について社会的合意が概ねできた。この経緯のなかで失業者が急激に増加した時期には更生施設はその受け皿となったが、居住喪失後に直接アパートを確保するルートが確立されると、更生施設の入所者は急激に減少する。

表 2-1. 調査対象更生施設概要

施設名	設置地区	定員	在員数	入所者の近年の特徴	平均在所日数	退所区分	通所訪問事業 括弧内実施数	独居死の把握
植田寮	名古屋市	112	61 (H23. 5 月)	通院治療が必要な者、若年者の増加	4.7 月	居宅保護 50%	なし	なし
笹島寮	名古屋市	60	45 (H23. 6 月)	若年者の増加	3.7 月	就労自立 45%	定員 20 名 枠外 10 名を加え実数合計 30 名	なし
甲突寮	横浜市	50	49 (H23. 6 月)	精神疾患を持つ人が多い、アディクション(特にギャンブル依存)の増加	6 ヶ月未満 12%、1 年未満 15%、3 年未満 56%、3 年以上 17%	—	なし 施設がアルコールミーティングの開催でありそこに通う退所者はいる	なし
横浜市中央 浩生館	横浜市	68	66 (H23. 6 月)	精神疾患を持つ人が多い	1 年 10 ヶ月	社会復帰 26%、入院 14%、他施設 12%、他	定員 24 名 通所 2 名 0、訪問 14 名	なし
民衆館	横浜市	68	65 (H23. 6 月)	精神疾患を持つ人が多い、アディクション(特にギャンブル依存)の増加発達障害者の増加	3 年	自立更生 25%入院 14%、他施設 0%、他	通所 21 名(退所者 10 名、外部者 11 名)訪問 1 名 H22 度 3 月	過去に 2 例
神戸市更生 センター	神戸市	50	30 (H23. 6 月)	若年者、刑余者が多い	6 ヶ月	就労自立 45%	訪問事業のみ実施	なし
京都市中央 保護所	京都市	30	29 (H23. 9 月)	精神疾患を持つ人、刑余者が多い	—	就労自立 24%、居宅移管 50% 39%半就労)、他	なし H24 年度より開始予定)	なし
淀川寮	大阪市	115	107 (H23. 9 月)	精神疾患を持つ人、若年の増加、権利意識が強い	1 年 5 ヶ月	就労自立 10%、居宅保護(半就労半保護含む)38%、他	定員 57 名 通所 19 名、訪問 24 ~25 名)	過去に 1 例
大淀寮	大阪市	140	131 (H23. 9 月)	精神疾患を持つ人、若年者、刑余者の増加	3 ヶ月未満 25%、6 ヶ月未満 15%、6 ヶ月以上 60%	就労自立 17%、自主 30%、他施設転移 3%、敷金支給 18%、その他	定員 70 名 通所 14 名、訪問 48 名)	H21 年 12 例、H22 年 8 例
しのばず荘	東京都	100	100 (H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い	8 ヶ月	自活 7%、居宅移管 48%、他施設移管 16%、他	定員 35 名 通所 25、訪問 10)	年に 1 例
はまかわ荘	東京都	80	121 H22 年度)	精神疾患、要介護者かつ緊急対応が必要なケースの増加	11 ヶ月 (H23. 10 月)	自活 2%、居宅移管 44%、他施設移管 16%、他	定員 40 名 通所 30 名、訪問 10 名)	なし
本木荘	東京都	70	72 H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い	3 ヶ月未満 16%、6 ヶ月未満 24%、6 ヶ月以上 60%	自活 4%、居宅移管 58%、他施設移管 3%、他	定員 35 名 通所 25 名、訪問 9 名)H23 年 4 月 1 日現在	数年に 1 例
淀橋荘	東京都	70	74 H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い	3 ヶ月未満 36%、6 ヶ月未満 23%、6 ヶ月以上 41%	自活 5%、居宅移管 44%、他施設移管 14%、他 H21 年度実績)	定員 35 名 通所 28 名、訪問 1 名)	遺遺経験有
—	東京都	30	33 H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い	3 ヶ月未満 39%、6 ヶ月未満 27%、6 ヶ月以上 33%	自活 0%、居宅移管 38%、他施設移管 27%、他	定員 15 名 通所 14 名、訪問 1 名)	約 2 年前に 1 例
ふじみ	東京都	50	46 H23. 7 月)	精神疾患を持つ人が多い、人間関係支援を要する入所者が多い	8 ヶ月	自活 3%、居宅移管 42%、他施設移管 31%、他	定員 25 名 通所 20 名、訪問 5 名)	2 例 自殺 1、病死 1) (H23 年度)
さざなみ苑	東京都	176	183 H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い。若年化の傾向がある	1 年	自活 4%、居宅就労 22%、居宅移管 21%、他施設移管 11%、他	定員 25 名 通所 3 名)	数年に数例
塩崎荘	東京都	105	102 H22 年度)	精神疾患を持つ人が多い若年層の入所も目立つ	3 ヶ月未満 21%、6 ヶ月未満 26%、6 ヶ月以上 53%	自活 4%、居宅移管 39%、他施設移管 7%、他 H21 年度実績)	定員 45 名 通所 26 名、訪問 5 名)	過去に 2 例
新塩崎荘	東京都	100	93 (H23. 8 月)	精神疾患を持つ人が多い。若年化の傾向がある	—	自活 2 名、居宅移管 2 名、他 6 名 H23 年 8 月現在)	なし 開設直後であるため)	なし

注；①公表が許可されている場合にのみ施設名を公表している。②在員数については提供データの時期（訪問時、H22 年度報告）が異なるため、その旨を表中に記載している。③入所者の近年の特徴については、過去と比較して近年顕著となってきた入所者の特性について質問し、得た回答である。④平均在所日数については施設によって集計方法が異なる。但し京都中央保護所、新塩崎荘については平成 23 年度から運営を開始したため空欄としている。⑤退所区分についても施設によって集計方法や項目が異なる。社会復帰、自立更生、就労自立、就労、自活という項目が概ね就労を得て自活したものを指す。居宅移管は生活保護による住まいの確保を指す。居宅就労は半就労半保護を指す。他施設移管とは、他の福祉施設への移動を指す。⑥退所区分については平成 22 年度の報告書を基本としそれ以外のデータについてはその時期を表中に記載している。⑦退所区分が他施設と大幅に異なるものについては空欄としている。⑧通所訪問事業の内訳については訪問時の数値を基本とし、それ以外の年度データについては表中に記載している。訪問事業を実施していない施設については「なし」と記載し、特記事項がある場合には括弧内にその旨を示した。⑦④と関連して京都市中央保護所、新塩崎荘については平成 23 年度より運営が開始されたため、調査時点で把握可能な数値を記載した。⑧神戸市更生センターの就労自立率についてはH22 年度報告によるが年度によってばらつきがあることを指摘しておく。⑨独居死の把握については確たる数字ではないが、把握できた事例数として得た回答を記載した。

2.3 退所者の現状

2.3.1 通所訪問事業による退所者支援

更生施設の退所者支援は、厚生労働省が定めた「保護施設通所事業実施要綱」によって支えられている。この制度は「精神病患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援する」ことを目的とし、もともと救護施設へ導入されたものであったが、平成14年にその適応が更生施設にも拡大された。事業は通所事業と訪問事業からなり、前者は退所者が施設に通い作業などに参加するもので、後者は施設職員が退所者の自宅を訪問するものである。施設では財政的な手当の保障を得たことによって、退所者支援を継続して実践する基盤が整った。対象者のほとんどは施設を退所した生活保護受給者である[※]。登録枠は施設定員の1/2を上限とする取り決めがあるが、各施設がその範囲内で独自に定員を設定している(表2-1参照)。

2.3.2 施設を拠点とした多様な支援

施設職員が退所者の自宅を訪ねる訪問事業に対し、退所者が施設に来る通所事業は、施設ごとに内容が異なる。施設内で入所者を対象に提供されている支援を退所者にも提供されている場合が多いが、退所者だけが担う軽作業を通所での活動として実施している場合もある。前者は娯楽室、浴室の利用やリクリエーション行事への参加、生活相談、金銭管理などがあり、後者は施設内の雑務、企業からの内職作業、近隣地域の清掃などがある。

通所事業のメニューの豊富さを決定する地域との関係は、施設の立地場所、設立の経緯に依存する。地域との関係が良好であれば、地域貢献に寄与する様々な作業を創設でき、それを通所作業のメニューとして組み込むことが可能である。しかし地域との良好な関係はそれほど簡単に形成できない。そもそも施設の立地場所に住民が居住していない場合がある。施設の中には公共施設、公園、工場地域に立地し、夜間人口は極めて少ない地域もある。また迷惑施設反対運動が盛んとなった1980年代以降に設立した施設は、設立の段階で地域との緊張関係、あるいは対立を経験している。施設と良好な関係を形成している施設はごく少数である。

退所者の支援は施設の使用目的の状況に影響を受け、必要に応じてきめ細かな支援が提供されている。他施設への入所待機の割合が多い施設では、移籍先の施設での支援があるためアフターケアはそれほど必要でない。一方、退所後地域での生活を営む人の多い施設では、アフターケアの必要性は高く、施設職員によって創意工夫がなされた支援が蓄積されている。例えば、ある施設では、生活保護費に抛る生活費を計画的に使用できず食費が底をついてしまった人に米を貸与する。貸与なので返却が求められる。職員は「借りたものを返す、というのが大事」という。こういった支援は、単に飢えないための援助でなく、人と人との関係の持ち方について実践を通して示す支援といえる。

2.3.3 孤独死でない独居死への支援

アフターケアを積極的に行うほど独居死に施設職員が遭遇する。訪問活動を積極的に行う施設では、年に1～2例、多いところでは、10例を超える独居死がある。通所訪問事業の対象でなくなった時点で、退所者と施設の関係は一樣でない。退所者は施設とは公的な関係がなくなるが、それ以降もある施設では頻繁に訪ねてくる人がいる。別の施設では、退所者が希望し登録をすれば定期的な様々な催しに参加できるOB会が存在し、保護施設通所事業の「卒業生」を受け入れる。また別の施設では、保護施設通所事業の卒業生の支援はケースワーカーの担当と分担が明確化されており、施設と退所者の交流はほとんどないところもある。いずれにせよ退所者と長期的

な関係を持つ施設ほど、独居死に遭遇する頻度は高い。

しかしながら長期的な支援関係のなかで独居死に直面する施設職員は、その死を肯定的にとらえている。ある施設では、数十年の間、精神病院の入院歴を持つ人が退所後にアパートで亡くなった。職員は、精神病院で生涯を過ごすよりも、病院を出て社会の中で生活したことは、当事者にとって良かったことだと評価している。言い換えるなら、施設職員が継続的な関係を持ち続けた中での退所者の死は、孤独死でなく独居死である。職員もそのように意味づけをおこなっているからこそ、その死を肯定的にとらえるに至っているのだろう。

孤独死と独居死の区別を明確にし、孤独死をなくす支援を充実させる必要がある。独居死であれ孤独死であれ、死亡後にいかに早期に発見するかが周囲にとって重要な問題となるため、同一に考えられがちであるが、その死をめぐる問題は異なる。独居死は、独居高齢者の増加による当然の帰結であり、早期に発見する方法のみが問題となる。一方の孤独死は、生前の生活で他者との関係が希薄なことが問題である。前者は死に方の問題であり、後者は生き方の問題である。更生施設の取り組みは、生き方に問題のある人々への介入であるといえる。

2.4 更生施設の取り組みの今後

更生施設の退所者支援はさまざまなものが存在し、制度が傾倒しやすい縦割り主義を超えて利用者に必要な支援を提供しようとする取り組みとして評価できる。施設はこれまで入所者に提供してきた支援スキルを蓄積しており、その活用によって退所者に対し更生施設独自の多様な支援が展開されている。しかしこれまでにない支援困難な問題を抱えた人びとが更生施設に入所してきており、施設を退所しても継続的な支援の必要な人びとは多数存在する。

支援スキルの蓄積のある更生施設でも、その支援には限界があり、退所者の安定した生活のためのなしうる支援については施設を超えた議論が必要である。保護施設通所事業は、施設入所者が退所後社会生活に円滑に移行するためにできたものであるが、その想定を超えて社会生活が困難である人びとが更生施設に入所してきているのが現状である。その支援を施設だけが担うには負担が大きい。より手厚い支援が必要なのは明白であるが、どのような支援を誰が担うかは社会的な議論が要求される。

3 施設退所者^{xii}の住生活実態

施設を退所した人々の支援策を検討するにあたり、置き去りにされてはならないのが、支援を受ける当事者である。そのためには彼らの住生活を把握することが不可欠である。上では、更生施設のアフターケアを中心に概観した。では、退所者自身の生活はどのようなもののなの

か。施設との接点だけでなく、生活者としての暮らしの実態をみるために、ここでは、施設退所者の家庭訪問調査の結果を示す。

3.1 暮らし

3.1.1 生活状況

1) 無職あるいは半就労による生活保護受給者が多数派
対象者 25 人の平均年齢は 63 歳(SD9)、生活費の入手は全面的な生活保護 80%(20 人)、部分的な生活保護(半就労半保護)16%(4 人)、就労自立 4%(1 人)である。

退所者の多くは生活保護受給者である。働く気力があっても高齢のため就職が困難な場合がほとんどである。建築業での肉体労働の経験者が多いが、不景気に加え高齢の彼らは肉体労働者として就職することは難しい。何らかの特殊な技能がない場合、施設退所の時に 60 歳以上で正規雇用には就いている人は稀である。

一方で短時間労働の非正規雇用で就き、収入の不足分を生活保護に頼る人は少なからず存在する^{xiii}。就労による給与だけでは生活困難であり不足分を生活保護で補うこの状態は、半就労半保護と呼ばれる。仕事の多くは、特殊な技能の要求されないもので、ビル管理、清掃、警備、駐車場案内のような軽作業労働である。

2) 増加傾向のメンタル疾患

精神、神経疾患により通院をしている人は多い。訪問者のうち 84%(21 人)が何らかの疾患で通院治療中であり、そのうち 24%(5 人)がメンタルになんらかの問題があり通院している。施設の聞き取りでもあったように、他の疾患に比べて精神、神経疾患の入所者もその割合は増加している。精神、神経疾患は、短期間で治癒されるものではなく、当然、施設を退所しても治療を継続しなければならない人は多い。

3.1.2 暮らしの時間の構造化と生活機能の分散化

1) 孤食の中食^{xiv}が典型

朝食はパンとコーヒーですませ、昼食、夕食はスーパーで惣菜を買って帰って家で食べるという中食のパターンが一般的である。基本的に自宅で料理はつくらない。自宅での食事は一人である。就労している人は、勤務時間帯が食事時間にかかる場合、職場の休憩室などで食事を取る場合もあるが、管理、清掃、警備の仕事はシフト勤務が多く、休憩も順にとるため、職場での食事も孤食となっている。

住宅は食事を一人でするところであるが、調理をする場所ではない。自宅で漬物を漬けているとう例外的な人はいるが、毎食を自身で調理する人はいない。調理師経験のある人もいるが、たまに自宅で調理をしても毎日のことではない。

外食の頻度は少ない。金銭的余裕のある時に行く、頻度を決めて行く、予算を決めて行くなど、それぞれのルールを決めてたまに外食をしている。少ない頻度の外食であるが、自分で調理する回数よりは多い。

2) 物置のユニットバスと銭湯

彼らは銭湯が好きだ。32%(8 人)が風呂のない住宅に住んでいるが、銭湯に行くのはその人たちだけではない。ワンルームには必ずあるユニットバス(以下、UB と記す)を使用せず銭湯に行く人がいる。自宅に風呂がある人の 12%(3 人)は自宅の風呂に入らずに銭湯に行く習慣がある。自宅の風呂場を使用しない人の中には、風呂場が物置となっている状況も見られた。毎回とは言わなくとも時々銭湯を利用するかと問うと、自宅に風呂のある人のほとんどが利用するという。

銭湯の最大の魅力は解放感のようだ。自宅の風呂を利用しない理由を尋ねると、節約、狭い、浴室を洗うのが面倒、という答えが返ってくる。調査時点の大阪の銭湯の一般的な料金は 410 円であり、毎日入ると 1 万 2 千円強の料金がかかる。彼らにその点を尋ねると銭湯での入浴は「入ったという感じがする」という。UB の狭さによって、物理的に自宅での湯浴が困難な人もいる。肉体労働経験者の多い彼らの中には体格のいい人は少ない。UB にお湯を張って浸かったら出られなくなった人もいる。広々として、そのうえ自宅と違って風呂掃除もしなくていい点が銭湯の利点であるが、営業を続ける銭湯の数は減少傾向にある。必ずしも徒歩圏にあるわけではないため、自転車で通う人もいる。

3) 生活必需品としての自転車

自転車は彼らの生活必需品で、移動の足としても散歩のツールとしても使用される。時間があるときに何をしているか尋ねると、TV の次に多い解答が、「自転車で出かける」というものである。移動距離は徒歩でも行ける近所の散歩や買い物から、数キロ離れた家電量販店、数十キロのサイクリングまでさまざまであるが、基本的に彼らは電車バスに乗らない。訪問調査の対象者は全て大阪市内に居住しており公共交通の整備は一応なされているが、ほとんど人が自転車派である。70 歳代の A さんは、道路と歩道の境目の数センチの段差に自転車の前輪をとられて転倒し、全身打撲と擦り傷を負った。周囲から、もう自転車はやめた方がいいと意見をされても笑って聞き流し、乗り続けている。ある人にとって自転車は必需品を超えて愛着品ともいえる。

4) ねぐらとしての住居

彼らにとって自宅はねぐらである。退所者の多くは仕事を持っておらず、睡眠時間は十分に確保されている。

食事や入浴などの生活機能が住居外で済まされる彼らの住生活において、唯一自宅での営まれる共通の行為は睡眠である。言い換えるなら、彼らの住居の意義はねぐらである。

ねぐらである住居には訪問者は少ない。今回の訪問調査での私たち調査者は彼らにとってまれな来客者であった。他者を住居に招く習慣はなく、住居は一人で過ごす会話のない空間として存在する。

3.1.3 暮らしに見る他者との関係

1) 特定される他者の不在

対象の貧困高齢単身者は、名前が特定できる人との接触がきわめて少なく、住宅の形態も彼らの対人関係に影響を与えている。施設の職員を除くと、多くの人が一週間に名前が特定できる人と接触をしていない。しかし、多くが自宅にこもっているというわけではない。Bさんは施設を退所後、週に3日作業のために施設に通う。施設への「通勤」の途中に必ず、病院へ行く。受診のためではなく、待合の椅子に座って休憩するのが日課である。必ず立ち寄る病院で職員や他の患者と挨拶したり、会話したりするわけではない。誰とも話さず、「行って、座ってくるだけ」という。活動の範囲が広がっても、接触の少なさは同じである。Cさんは自由になるまとまった時間を活動的に一人で過ごす。週末には、自宅から以前住んでいた場所、仕事をしていた場所など13~15kmの距離のコースを自転車に乗って回る。Cさんの訪れる場所は決まっており、このコースに変更はない。誰とも話すことなく決まったうどん屋でひとり昼食をとる。自由になる時間に自転車で一人出かけるのは多くの人に共通している。他方、少数であるが特定の人と頻繁に接触する人もいる。その相手は住宅の家主である。集合住宅に住む数名は、家主が同じ住宅に住んでいるか通いで駐在している。家主との会話は、特定できる人との希少な会話である。そして、その住宅の形態は他者との接触頻度に大きく関係していた。Dさんは社員寮改良型の住宅に住んでいる。2階建てのアパートは1階玄関で靴を脱いで中に入る。中廊下の左右に部屋があるつくりとなっているが、玄関に入ってすぐ右側の部屋に家主が住んでいる。トイレ、洗面が共有のこのアパートでは、他の入居者と顔を合わせる機会もある。こういった環境は、現在、単身者向け住居の多数派であるワンルームマンションでは得られないものである。住宅の形態と生活行動の関連については、後に詳しく述べる。

2) 目的指向的關係

趣味をともにする仲間を持つ人はいるが、目的のない関係は作らず、関係はその目的のためにのみ存在し、目的指向的な関係での他者を彼らは友人と呼ばない。施設

Yは退所者にも日中、娯楽室を解放しており、退所者のなかにはそこに将棋を指しに来る人たちがいる。その将棋のメンバーの1人Eさんの家を訪問した時のこと、筆者らは聞いていた住居を見つけることができずに迷ってしまった。Eさんは電話を持っておらず、Eさんの将棋仲間で連絡が取れる近所に住むFさんに電話をかけEさんの家をきいた。するとFさんはEさんの家を知らないという。「だいたいその辺やということだけは、知ってるけど、あんまり詳しくは聞いてない、聞かん。将棋するだけの関係やし。」という。親しい「特定の人をつくらないようにしている」とはっきりいうのはGさんである。その理由は「無理きかなあかん時があるから」という。Gさんの趣味はカラオケで、週末にはカラオケ仲間が集まる店に行って、数時間歌って楽しむ。カラオケの仲間はカラオケだけの付き合いで、その仲間は友達ではないという。「親しい人は今はいない」という。

3.4 孤立の実態、親密圏の喪失状況

ここでは語られたライフストーリーを基に、過去のインフォーマルな関係が喪失された状況について分析する。彼らの多くはインフォーマルな関係を喪失しているが、これまでその過程は十分に検討されていない。ホームレス経験者の多い施設退所者は、インフォーマルな関係を喪失しており、施設を退所し定住することになってもインフォーマルな関係の修復は困難であった(堀江,2005)。しかし当事者の過去に存在した親密な関係が崩壊に及ぶ状況については、これまで十分な検討はなされていない。この検討は、多様な他者との関係の構築に寄与するものであり、当事者が過去に持っていた親密な関係が終焉に至る状況について過去の関係が詳細に語られた3事例を検討する。

1) 事例_家業を継がない決意に6年かけたHさん

寺の跡取り息子として生まれたHさんは、父が早くに他界し祖父が住職として寺を預かっており、早く一人前となることを期待されていた。住職の資格を得るために実家を離れ仏教系の大学に進学するが、住職でなく関心を持っていた教員の資格を取得する。そのことを隠して実家に戻り、後に事実が檀家に知れ周囲を怒らせることになる。家族、檀家を巻き込んで大変な騒動になったが、本人の教職への意思を認めてくれる人もなかにはいて、教員採用試験に合格し遠方の学校に配置が決まった。しかしHさんは実家を離れることができなかった。

「父親がいないもんだから、遠くにいいけないわけよ。お寺があるもんだから。それで酒飲んで、遊んでばかりいたんだよ。」

Hさんのアルコールは一気飲みだった。

「母親が心配して「どれだけ飲むか、ここで飲んでみ」
って1升瓶をどんとおいて。1升空けるのに15分、か
からなかった」

結局、民間の大手企業に就職していた弟が、退職して住
職になるために修行し、寺を継ぐことになる。Hさん
が大学を出てから6年が経っていた。弟が寺を継いで以
降、故郷を離れ家族と疎遠になる。

2) 事例_億の借財で家族が離散したIさん

18歳で家業の水産加工業の仕事をはじめ24歳で独立
し、結婚して2児を授かる。家族成員を労働力とする
のが一般的であった当時、Bさんは子供に淋しいさみし
い思いをさせないようにと妻に仕事は手伝わせなかった。
43歳で億の借財をかかえ倒産する。原因はギャンブルで

「売り上げはみなギャンブルに使った。自分の金と思っ
とった、(商売の)利益なんて一割とか、そんなもんや
のに」

という。仕事のお金を競艇につぎ込むので、会社の経理
は自転車操業であった。つぎ込む金額がふくれると、決
算時は表面的に帳尻を合わせる。生活費はきちんと入れ
ていたので妻は知らなかった。会社倒産後、離婚し逃げ
るように関東へ移り、日雇いで生活する。その後も金額
の桁は変わるがギャンブルを「食い代は残し」、収入の
範囲内で続ける。60歳台後半で生活保護を受けるよう
になり、以降はギャンブルはやめる。

3) 事例_堅気の仕事をすすめた兄と決別したJさん

Jさんは歌が好きで歌手を志望し受けたオーディション
に合格するが、面倒を見てもらった義兄に猛反対されて
断念する。その後、義兄の紹介によってX線の計測の
仕事に就く。計測会社から独立するときも、義兄が資金
を貸してくれた。会社はたいへん儲かり、社員をつれて
連日飲みにいったという。義兄への返金もすぐに終えた。
しかしJさんの働き方には無理むりがあった。被曝を
伴う作業は線量計を身に着けていなければならなかった。
社員5人の会社の社長であるJさんは、被曝量が多い
とされる仕事は、線量計をつけずに自分が引き受け、仕
事をこなしていた。ある日突然、関節痛が出現し、仕
事を続けることができなくなり、会社をたたんだ。Jさん
のこの無謀な仕事の仕方を知ると義兄は激怒し、「もの
すごく殴られた」という。体調は徐々に回復したが、や
けになり当時2~3千万あった貯蓄を、ギャンブル、酒、
女性に費やし数年で使い切り、義兄とはこの件以降、絶
縁状態となった。その後職を転々とする。

4) 事例まとめ

不安定な住居は、親密な関係の喪失という転換点以降

に成立し、彼らに目的指向的關係という特性を生じさせ
る。3事例とも親密な関係を喪失したのち、居住を転々
とする暮らしとなる。それぞれ親密な関係の相手を大切
に思っており、その場その場では関係を続けていくこと
にそれなりに尽力しているが、結局その関係を失うこと
になった時点で、住居、仕事を変えることになる。貯え
もなく、これまでの関係を失って新たにつく仕事として、
日雇い労働を選ぶ人は少なくない。会社に属するわけ
でないその仕事は、作業の現場だけでなく居住地を転々
とするものである。これらの環境は彼らに独特な特性を身
に着けさせる。その特性が他者となるべくかわらず、
関係を持つとしても、その関係は特定の目的のための関
係であり、目的指向的關係である。

3.2 住まい

前節においては、所者の生活実態を中心に概観した。
続いて本節では、退所者の住宅事情について検討を加え
る。具体的には、住まいの概要(家賃、住居形態や設備
状況)、住まいの選定過程、近隣環境、生活する上で他
者と接触する、あるいは他者の気配が感じられる場所、
このほか、住宅事故防止のための努力などである。

生活保護受給者の住生活実態に関する研究には大阪就
労福祉居住問題調査研究会(2006)や阪東(2006)があ
る。これらは、西成区的生活保護受給者1,245名の住ま
いの特徴をマクロ的に明らかにした貴重なものである。
その他、関連する文献として東京都における自立支援セ
ンター退所者の住生活実態を明らかにした中島、阪東ら
(2010, 2011a, 2011b, 2011c)がある。これらに対し、更
生施設退所者に焦点を当て、よりミクロな分析手法によ
り、住まいの選択過程や孤独死緩和に向けた住まいの可
能性を探る点に本研究の新規性があると言える。

3.2.1 住まいの概要

1) 家賃

調査対象者のほとんどが生活保護を受給しており、そ
のため、家賃額は大阪市の住宅扶助額の上限である
42,000円が15名(60%)と最も多い。他方で、基準額
以上が3名(12%)、基準額以下が7名(28%)である。

生活保護を受給していない者のうち1名は、就労によ
る所得はないが預金があった。預金が底をついた段階で
生活保護に移行することがほぼ決定していたため
42,000円の住宅を確保していた。ほか1名(4%)は就
労自活している事例であり、家賃節約という理由からそ
の家賃は30,000円と低額であった。生活保護を受給し
ていながら家賃が基準額を上下する理由は様々である。
転宅資金や住宅扶助が利用できても、気に入った住宅が
たまたま基準額以下だったという事例もある。このほか
退所時に生活保護を受給していない場合、住まいの選択

はいうまでもなく自由である。上に見るように生活費節約のために、あえて低家賃住宅に入居したという理由もある。但し、一旦、職を得て就労自立しても、高齢、疾病、会社側の都合などを理由に退職する事例は比較的多い。本調査でも、退所時には就労収入により低家賃の住宅を確保したが、退職後に引き続きその住まいにて生活保護を受給している事例（3名・12%）が確認された^{xv}。

2) 居住地・居住形態・設備状況

居住区は施設の立地する区 15 名（60%）、その近隣区が 5 名（20%）、それ以外が 2 名（8%）である。

住宅の形態にはバラエティが見られた。全てが共同住宅であり、木造が 6 名（24%）のうち風呂なしトイレ専用（いわゆる文化住宅や店舗改造型住宅など）4 名（20%）、風呂なしトイレ共用（設備共有アパート、社員寮転用型住宅）が 2 名（8%）であった。非木造（19 名・76%）のうち設備専用が 18 名（72%）（いわゆるワンルームマンション）、風呂なし（店舗ビル改造型住宅）が 1 名（4%）である。このほか、キッチンスペースや居室の規模も多様であった。

3.2.2 住まいの選択理由

住まい選択の再優先事項として、全てが家賃額を挙げた。上で確認したように、ほとんどが生活保護を受給している。生活保護受給者の住まいの選択はあくまでも受給者に委ねられている。その際、特例を除いて、住宅扶助額以内という限られた条件での選択に迫られる。生活保護を受給していない場合も、低家賃でなければ生活が成り立たない事例が多く、家賃額が住まい選択の大きな要素となっている様子が伺えた。

このほか、閉塞的なワンルームを嫌い、風呂なしでも居室の広さ（2 部屋）を優先した（2 名・8%）、逆に就労しており在宅時間が短く、キッチン、内風呂を利用しないため寝床があればよいとの理由から設備共用アパートを選択したという事例（1 名・4%）もある。また、駅からの距離など利便性を妥協すれば住宅扶助の範囲において設備専用や居室に余裕のある住宅を確保できたという意見（1 名・4%）も挙げた。低い家賃設定の下で、設備や広さなど複数の条件を満たすことは難しい。しかし、本調査では制限内で自らの複合的な条件を勘案しつつよりよい住まいの選択を行ったと評価できたものが 7 事例（28%）確認できた（妥当選択型とする）。但し、大多数（18 名・72%）の選択理由はあまりにも一面的、かつ他人任せとも取れる内容^{xvi}であった（以下非妥当選択型とする）。以下では、非妥当選択型の特性について典型事例を用いて検討を加える。

非妥当選択型のうち、職に就いている者からは、職場へのアクセスがよい所を選択したという意見が挙げた。

また「何かと世話になる」との理由で施設の近くを居住地として選定したという理由も少なくない。問題に直面しても施設の職員を除いて相談できる相手を持たない退所者がほとんどである。実際、人間関係のトラブル、病氣、役所等の諸手続きなどあらゆる問題を抱え、施設を訪れる退所者の姿が見受けられる。

このほか、兄弟や知人のいる地域を居住地として選択したという者が 4 名（20%）確認された。しかし、うち 3 名（12%）について言えば、その関係は調査時点で既に消滅している程度のものである。うち、1 名（4%）（事例 K）は食堂で知り合った男性がよくしてくれるとの理由で、その男性の住まいの近くに居を構えた。しかし、その交友関係は 1 年ほどで自然消滅した。事例 K は週に 3 日、片道 1 時間かけて施設に通所している。施設に出向くことが多いのだから施設の近くに居を構えたらよかったのではないかとこの問いかけに、「そうやな」と同意とも取れる発言があったものの状況を改善したいという積極的な要望は聞かれなかった。

非妥当選択型からは居住地を優先して住まいを確保したという意見が多く挙げた。しかし、住宅の質をほぼ勘案しなかったというのが非妥当選択型に共通する特徴である。中には「生活保護でも入居できる住宅」と業者に勧められるまま、住まいの見学もせずに入所を決めた事例もある。また、職場の近く、あるいは、施設の近くなら何でもよいという条件のみで入居した結果、日当りの悪さに不満を感じ（2 名・8%）、それが一因となってか鬱を発症した（1 名・4%）や、運動機能の問題から階段の利用が難しい（1 名・4%）という事例が確認されている。問題解決のために転居を選択した事例（3 名・12%）もあった。次節で取り上げるが、このように質的な面で満たされずに転居した者についても、自らの生活条件の総合的判断を欠いたために転居先で新たな住宅問題に直面するという事例が確認されている^{xvii}。

3.2.3 生活スタイルと住まいのミスマッチ

非妥当な選択の結果、生活スタイルと住まいに大きなミスマッチが生じている事実が確認された。但し、このミスマッチは当事者が認識しているものではない。聞き取り調査では「住宅で困っていること」「改善したい部分」という項目を設定した。しかし、ほとんどの者が「困っていない」あるいは「わからない」と回答し、明確な問題を口にしたのは、2 名（8%）だけであった。こちらから客観的な住まいの評価を述べると、ほとんどの者から、仕方ない、あるいは考えるのが面倒といった意見が聞かれた。このように、住要求のレベルが低い点が彼らの特徴といえるだろう^{xviii}。但し、具体的に聞き取りを進めていくと、段差に躓いて転倒したことがある

などといった事例が確認された。この事例は運動機能が著しく低下しているにも関わらず、住まいの至るところにバリアーがあった。このほか、前節で述べたU Bのミスマッチ事例などもその典型である。ここでは、いくつかの典型事例を用いて非妥当な選択が招く住まいのミスマッチを客観的な視点から評価していく。

1) 事例L (図3-1)

事例Lは退所に際してE Vなしの集合住宅の4階を確保したが、高齢(78歳)による運動機能の低下から杖が必要な生活となった。そのため、そこでの生活が困難と判断され転居することとなった。転居先の確保に際しては、E Vがあることと施設の近くという点を優先したものの、居室の規模やつくりは勘案されていなかった。居室(1K)はベッドを置けば、身動きが取れないほど極小であり、ベッドの上での生活が恒常化している。規模の小さいキッチン部分で段差に躓いて転倒し、肋骨を骨折する事故を起こしたこともある。このほか、自炊をするがキッチンが簡易である点や毎日入浴する習慣があるにもかかわらずバスタブが跨げず結局は銭湯に通っているという点もミスマッチとして指摘できる。近い将来、車いすの生活になることも予測され、再転居の可能性の高い事例といえる。

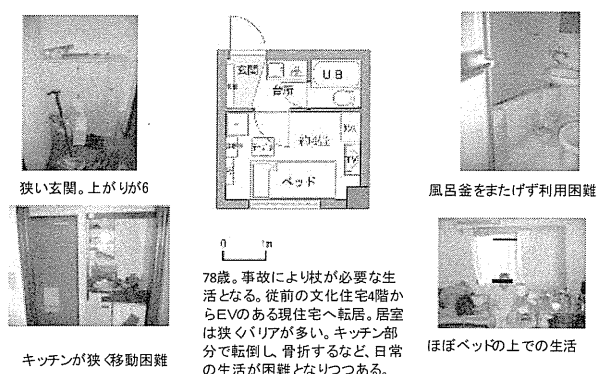


図 3-1 住まいと生活スタイルのミスマッチ事例1

2) 事例M (図3-2)

Mさんは、退所時に就労していたため家計を節約しようと18,000円の低家賃住宅に入居した。数年後、体を壊したために生活保護を受給するに至る。しばらくはその住宅にて生活を継続させたものの、居住スペースが極小であることや、終日日陰の影響も一因となり、鬱を発症してしまう。主治医から日当りのよい所への転居が望ましいとの診断書を得て現住宅に入居した。現在の住宅へは、日当りのよさや居室の広さが気に入って入居を決めた。しかし、室外機を置くスペースがないためエアコンの設置ができず、夏は酷暑となる。何よりも半身麻痺のためかがむことが困難であり、和式トイレの利用に苦労

を要する。左手を床につき和式トイレに腰掛けるようにして要を足していた。風呂は小さくバスタブを跨ぐことはできないため湯船を利用できない。部屋は3階であるがE Vはない。結果、Mさんは、ここでの生活が困難となり調査から数カ月後に再転居となった。

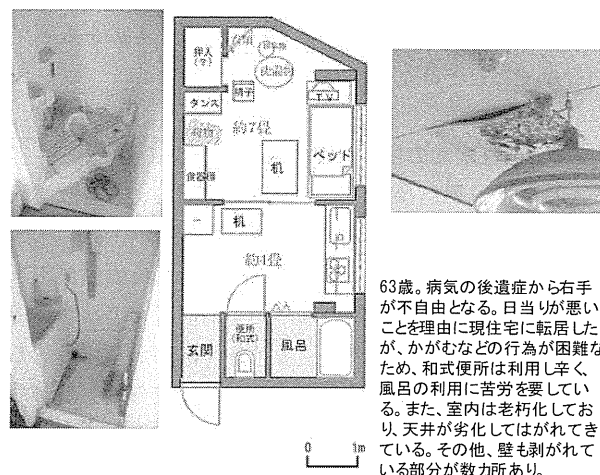


図 3-2 住まいと生活スタイルのミスマッチ事例2

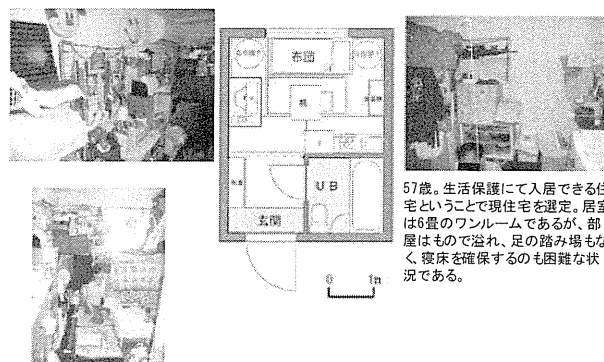


図 3-3 住まいと生活スタイルのミスマッチ事例3

3) 事例N (図3-3)

Nさんは更生施設Yを自己都合で退所し、大阪市のとある区において日雇いの仕事をしながらドヤ生活をしてきた。そのうち仕事がうまく確保できなくなり、最終的には路上での生活となる。知人からの情報を頼りに区役所に直接出向き生活保護受給に至る。住宅の確保に思案していた頃、集合住宅に立掛けられた「福祉の方大歓迎」という看板の前で業者に声をかけられ、住まいの見学もせず、現住宅へ入居した。住まいの選定理由は生活保護でも入居できると勧められたからだという。しかし、その居室は極小である。6畳足らずのワンルームには収納がなく、物が積み上げられ足の踏み場もない。自炊の習慣はあるが、キッチンが簡易のため不便な様子であった。但し、Nさんはこういった環境に不満を抱くどころか、住まいを与えてもらってよかったと肯定的な評価をしていた。

以上の事例に見られるように、自らの生活スタイルを総合的に勘案して住まいを選択しようという視点を持ち合わせていない退所者が多い。確かに、市場メカニズムが貫徹する住宅供給の下で、生活保護による最低保障（あるいはそれ以下）である彼らの住まいは低質とならざるを得ない。しかし、問題視すべきは、住まいの非妥当な選択が彼らの居住貧困をより助長するものとなっている点であると言える。

3.2.4 孤立緩和の住まいの要素と住まいの再価値化

ここでは、風呂なし、廊下の足音が聞こえる、設備共用など、一般の基準に照らすと低質な住まいにおいて、孤立緩和に繋がる事例が確認された。それは設備が不十分であるが故の生活行為のはみ出しが他者との接触を促している点である。つまり、トイレや洗面が共用であるなど設備が住戸外に分散しているが故に彼らの生活が外にはみ出すこととなり、結果、その行為が彼らの存在を外にアピールすることに繋がっているというものである。

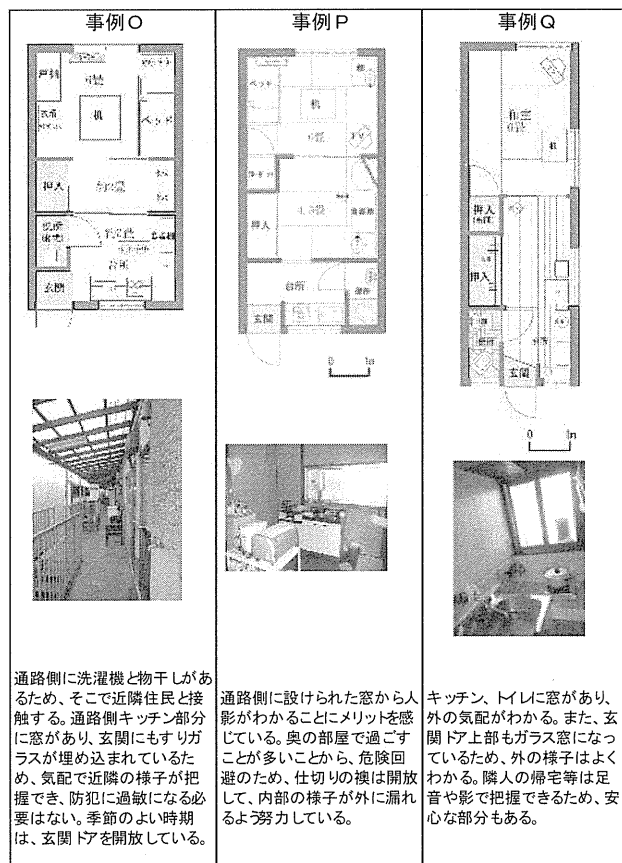


図 3-4 文化住宅居住者の生活はみ出し効果

例えば、いわゆる文化住宅に居住するOさんの事例では、玄関通路側に洗濯機と物干しが設置されており、通路で近隣住民と頻繁に接触するという（図 3-4）。また、この事例は、玄関通路側に窓が設けられており、外の気配が常を感じられるという点を肯定的に評価してい

た。通路側に人がいることが多く、防犯にさして気を遣わず済むため、季節のよい時期には玄関ドアを開放しているということであった。

玄関通路側に窓が設けられているPさんも、外の気配が感じられる点に安心感を得ていた。Pさんは、奥の6畳間を主寝室としており、何かあった時のために仕切りの襖を閉めず内部の様子が分かるようにしていた。これは、万が一住宅事故が起きても、電気やテレビがつけっぱなしになっていることで近隣住民が異変に気付いてくれるのではないかとというささやかな期待によるものであろう。このほか、Qさんについても通路側に窓が設けられていることで隣人の行動が把握できると回答しており、自分の行動も隣人たちが把握しているのではないかと予測していた。これら3事例で興味深いのは、足音、人影などを煩わしいと感じず、そこに安心感を得ている点である。

これ以外にも、6畳1間の設備共用アパートに居住するRさんは洗面や便所に行くと「嫌でも」人と接触するという。加えて、物干しが屋上に設置されており、そこに喫煙所も設けられているため、洗濯の度に誰かしらと顔を合わせると回答している。

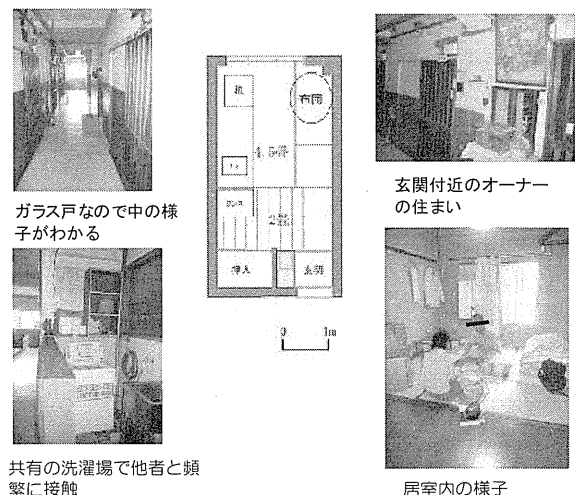


図 3-5 旅館転用型住宅居住者の生活のはみ出し

写真寮転用住宅に住むSさんの事例（図 3-5）では、玄関を入ってすぐ右にオーナーの住まいがあり、そこを通らないと自室へ行けないつくりとなっている。帰宅時、そこで2〜3の会話をしてから自室へ戻るのがSさんの日課である。この行為を彼は「生存確認」と皮肉っていた。家賃は30,000円と安価である。6.5畳の専有スペースには、押入れと玄関（居室入口部分）に洗面とガスコンロが置けるスペースがある程度である。風呂はなくトイレと洗濯機は共有である。Sさんは、過去に家賃43,000円、一時金25万円の住宅を確保したが日当りの悪さなどを理由に転居先も確保せぬまま退去した経験がある。5カ月程度、公園やネットカフェに寝泊まりした

後、施設関係者の勧めで現住宅に入居した。住人と親しい関係はないが人の気配が得られつつ自由な生活ができる現在の住宅に満足しているという。

他方、生活する上で他者と接触する頻度がほとんどない、つまり、生活をはみ出す必要がないのが、全ての生活行為が住戸内で完結してしまう、いわゆるワンルームマンションであった。規模も大きく住人の顔もわからないという意見はこの手の住宅に多い。従って、こういった住まいの形態が孤独死の危険性をより高めるであろうことは容易に推測できる。

4. 結

本研究では、トワイライトホープレスの孤独死防止策を検討するにあたりトワイライトホープレスの状態にある人々を多く受け入れる更生施設の利用者実態や支援実践に学び、次いで、当事者の住生活実態についてはマイクロレベルでの調査分析を行った。

更生施設調査では近年の貧困問題とその支援策を俯瞰することができた。家族機能や雇用機会を含む社会情勢の変化、ひいては自立支援センターの新たな創設といった制度変化により利用者は多様化し、その抱える問題もより複合化、困難化している事実が確認できた。結果、困難を有しながらも地域にて生活する退所者が増大している。こういった人々に対して、どのような支援を誰が担っていくのか。この点については、早急な社会的協議が望まれる。加えて、本稿で得られた議論は、本研究が更生施設退所者を対象とする意義を明確にするものであり、ひいては本研究テーマへの実社会の要請が高いことを示唆するものであると言える。

退所者に対する実態調査においては、彼らの孤立した生活と居住貧困の可視化に徹した。予想通り、彼らは地域社会から孤立しており、日常接触する特定の他者と言えば、ケースワーカー、医療関係者、介護ヘルパー、施設職員が主であった。その生活も、ほとんどの時間を1人で過ごし、食事は常に孤食など、極めて孤独な実情が浮き彫りとなった。また、彼らの住まいは総体的に居住貧困の状況にあった。生活保護による最低保障住宅という点から言えば、これは当然の結論とも言える。しかし、注視すべきは住まい選択の際の総合的な検討の欠如が、住まいと生活スタイルの間に必要以上のミスマッチを生じさせているという点である。加えて、本文中で確認したように、窓口にて生活保護を直接受給するケースについては住宅確保の際に、施設職員といった信頼できる第三者が関与できない場合が多い。本来、生活保護受給者への支援はケースワーカーが担うこととなっている。しかし、近年増大する要保護層に比してその人的資源はあまりにも手薄と言わざるを得ない。結果、住宅扶助に関する正確な情報や第三者の適切な助言を欠いたまま非妥

当な住まいの選択をしてしまうというケースは少なくないのではないだろうか。こういった現行のシステムでは彼らの居住貧困が助長されるばかりか、貧困ビジネスの蔓延にも繋がりがかねない。この解決のために、まず、要保護層の住宅確保に際し、正當に住まいを評価できる第三者の介入（職能化）を提案する。加えて、要保護層の生活スタイル（身体機能の程度をはじめ、入浴の場所や頻度、自炊の習慣、孤立の危険性など）と住宅タイプのマッチング作業の重要性を訴えたい。この作業を行うことで、未然に防げる居住問題は多々あると考えられる。例えば、孤立が予測されるケースについては、本文中で触れた生活のはみ出しという要素を組み込むことも有効かもしれない。

本研究では、一般的には低質と捉えられがちな設備共用住宅において孤独死防止に関わる要素が確認された。全ての生活スタイルが住戸内で完結するという住まいの形はプライバシーの確保、面倒な近所付き合いへの嫌悪などから我々が積極的に選択してきたものである。しかし、本研究で確認したように外と遮断された空間が招くリスクも同時に考える時に来ているのではないだろうか。勿論、低所得者層の居住水準の底上げは喫緊の課題ではある。しかし、最低限の水準を満たすことにのみ捉われる住まいの在り方を今一度疑ってみることも、必要な作業のように思われる。

いずれにしても、孤独死への漠然とした不安はあるものの、目的指向的關係を選択してしまうが故に他者と積極的に関わるのが難しいというのがトワイライトホープレスの特徴の1つである。この特徴を勘案すると、従来の「孤独死の予防」として取り組まれている高齢者の居場所づくりや集いの開催という手法は彼らを惹きつけるものにはならないというのが本研究の現時点での見解である。加えて、彼らは当事者性の欠如からか自らのニーズを明示することは少ない。従って、こういった「場」や「しかけ」であれば彼らを吸引できるのか。彼らの潜在的なニーズを炙り出し、彼らを惹きつける「吸引装置」の開発を次期研究課題としたい。

〈文責〉

- ・堀江尚子；1. はじめに、2. 更生施設の退所者支援の状況、3. 施設退所者の住生活実態（3-1 暮らし）
- ・葛西リサ；3. 施設退所者の住生活実態（3-2 住まい）、4. 結

〈謝辞〉

本研究の基礎である調査の実施にあたっては全国の更生施設職員の皆様、並びに更生施設Yの退所者の皆様には多大なるご協力をいただきましたこと、ここに感謝申し上げます。更生施設職員の方々は、多忙な日々の業務があるにもかかわらず、

我々の調査に対応くださり、貴重な資料も提供いただきました。また家庭訪問調査を受け入れてくださいました退所者の皆様には、長い方では3時間に及びお話を聞かせていただきました。皆様のご協力のもと研究をまとめることができました。ありがとうございました。

<参考文献>

- 1) 堀江尚子：都市化におけるソーシャル・サポート考察—ホームレス問題から考えるソーシャル・サポート・ネットワーク—, 平成16年度大阪市立大学文学研究科修士論文, 2005
- 2) 堀江尚子：生活保護施設の利用者の変容と近隣地域との関係形成：アフターケアの基礎となる大阪市更生施設の取り組み, ホームレスと社会, vol.1, pp.66-75, 2009
- 3) 堀江尚子：居住不安定者の支援関係のグループ・ダイナミクス・ホームレス自立支援法をめぐる支援に関する実践的研究, 大阪大学大学院人間科学研究科博士論文, 2010
- 4) 阪東美智子：生活保護被保護世帯・低所得世帯の住宅状況と居住水準—大阪市西成区の高齢被保護世帯調査を通して—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1111-1112, 2006
- 5) 中島明子, 阪東美智子, 大崎元, 丸山豊：ホームレスの人々への居住支援に関する研究：東京都における自立支援センター退所後の生活実態と支援課題, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1449-1450, 2010
- 6) 大崎元, 中島明子, 丸山豊, 阪東美智子：研究の枠組みと月末報告データからみた自立支援センター利用者像—東京都路上生活者自立支援センターの利用者像と「自立」支援課題その1—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1453-1454, 2011a
- 7) 丸山豊, 中島明子, 大崎元, 阪東美智子：ケース記録による退所者特性と「自立」支援課題—東京都路上生活者自立支援センターの利用者像と「自立」支援課題その2—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1455-1456, 2011b
- 8) 阪東美智子, 中島明子, 大崎元, 丸山豊：ケース記録による自立困難要因と「自立」支援課題—東京都路上生活者自立支援センターの利用者像と「自立」支援課題その3—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.1457-1458, 2011c
- 9) 大阪就労福祉居住問題調査研究会：大阪市西成区の生活保護受給の状況, 2006. 3
- 10) 国立社会保障・人口問題研究所：日本の世帯数の将来推計（全国推計）<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2008/yoshi20080314.pdf>, 2008
- 11) 厚生労働省：平成20年国民生活基礎調査の概況—世帯数と世帯人員の状況—<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa08/1-1.html>, 2009
- 12) 更生労働省：高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指し）報告書<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/d1/h0328-8a.pdf>, 2008
- 13) 大阪就労福祉居住問題調査研究会：もう一つの全国ホームレス調査—虹の連合調査—, 2007

<注>

ⁱ 65歳以上の世帯を総数とした場合、その割合は2005年に28.5%、2030年に37.7%となる。

- ⁱⁱ 生活保護施設である更生施設は、その目的から五大都市（東京23区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）に集中して設置されている。
- ⁱⁱⁱ 調査対象施設は本研究の委員である奥村健の選定による。奥村は全国更生施設連絡協議会会長であり、最新の施設状況を知る立場にある。施設数について既刊の厚生労働省社会福祉施設等調査等とは実数が異なる。これは、入手した最新のデータを採用したためである。
- ^{iv} 全国に存在する21施設のうち近畿圏に所在する1施設はアセスメント機能に特化しており、一時保護的役割に傾倒している。このため、同施設は、本調査が対象とする自立支援、退所者支援を行っておらず、それが故に、調査対象から除外した。
- ^v 生活保護法第38条が規定する保護施設の種別は、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設がある。
- ^{vi} 調査入手資料より算出した。
- ^{vii} 通過施設とは、居住不安定者が一定の期間、入所して生活を送りながら次のステージに向けての準備をする施設を指す。
- ^{viii} 更生施設は行政が入所を決定する「措置施設」である。施設への入所ルートは自治体によって異なる。
- ^{ix} 高齢者施設の待機は以前から存在し、むしろ高齢者施設での集団生活に不応を起こし、更生施設に入所する事例の増加を指摘する施設もある。
- ^x 2002年制定のホームレスの自立の支援等に関する特別措置法によって設置される入所型施設である。自立支援センターは、就労意欲のある人を対象に、一定の入所期間に、食事の提供、健康診断、生活相談、就労支援などを実施する施設である。2006年の時点で全国に19か所設置されている(2007,大阪就労居住問題調査研究)。2011年現在、東京都の自立支援センターは緊急一時宿泊機能、アセスメント機能を合わせ持つ新型自立支援センターへ移行段階にある。
- ^{xi} 施設退所者に限らず、当該地域の生活保護受給者はこの保護施設通所事業に登録可能である。地域の定員は当該施設の保護施設通所事業定員の3割が上限である。
- ^{xii} 更生施設には女性を受け入れる施設もあるが、調査対象者が入所していた施設は男性のみの入所施設である。
- ^{xiii} 施設入所中に非正規雇用で働き、その給与から貯金をした場合、施設を退所して一定期間後に生活保護を申請する。退所後の生活準備金として施設在籍中の貯金が認められている(預金の承認は施設の立地する自治体によって異なる)。預金額は、就労し在籍した期間によって異なるが、多い人では100万円近くの預金を持って退所する。そうであるので、月給が一月あたりの生活費を下回っていても、数ヶ月は貯金を切り崩して生活し、その預金が無くなった段階で、施設の職員が手続きを手伝い生活保護の申請を行なっている。
- ^{xiv} 中食とは惣菜や弁当等を買って、自宅で食べることをいう。調理をしないという点では、外食と同じであるが、食する場所の違いからこう呼ばれる。
- ^{xv} 他方、住宅扶助額を上回るにはそれなりの理由が必要となる。本調査では日当りの悪さと騒音に悩まされていることを訴えた結果、住宅扶助額を上回るが、同じ棟の角部屋への転居が許可された事例があった。このほか、本調査では女性パートナーと同居するという珍しい事例が確認され、そのパートナーに身体障がいがあるため住宅扶助額を上回る72,000円の住まいを確保していた。
- ^{xvi} 住まいの選択に際しては業者や施設職員などが関わる人が多い。文献9においても、住まいの選択理由のトップが「人に勧められた」とされている。
- ^{xvii} 文献9では居宅保護後に複数回にわたり転居している者が2割強確認されている。
- ^{xviii} 文献9において、設備、広さ、あるいはその両方において最低居住水準に満たない住宅において「満足」との回答が3割～5割未満となっている。このことから、要保護層の住要求の低さを窺い知ることができる。